

輪島市 定住促進奨励金 制度

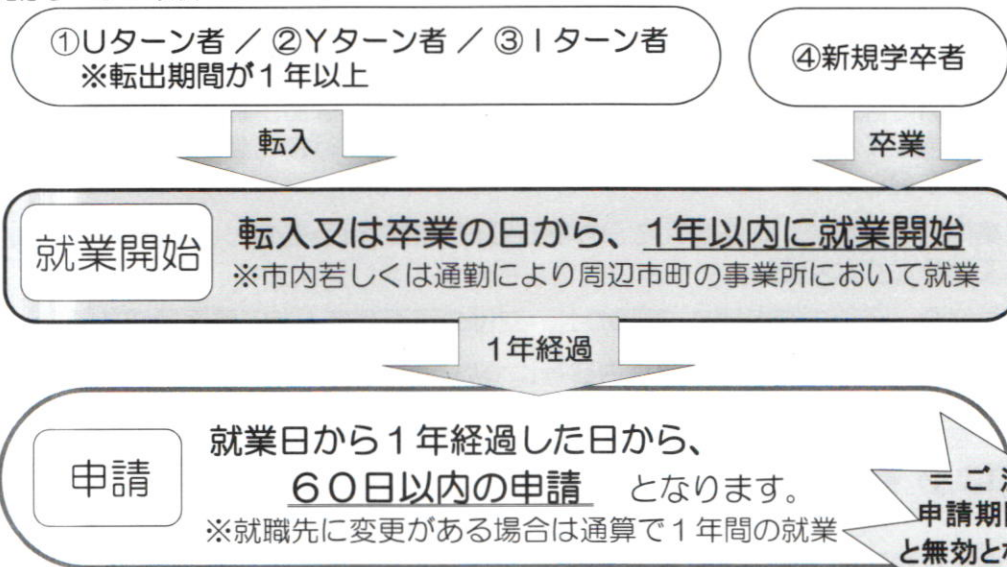
輪島市は移住定住を応援しています。

— この制度は、人口の流出を防ぎ、若者の地元定住の促進と、U・Iターン者の地元就業の拡大を図ることによって地域の活性化に資することを目的としています。 —

●奨励金の種類および額

種 類	奨励金の額
① Uターン者奨励金	100,000 円
② Yターン者奨励金	50,000 円 <small>最大 5年間</small>
③ Iターン者奨励金	100,000 円
④ 新規学卒者奨励金	50,000 円

●申請までの流れ



U
Y
I

ターン者とは・・・

輪島市出身者で転出期間が1年を超えている転入者で、当該転入してから1年以内に新たに地元企業等に就業した者
(転入日において25歳以上、50歳以下の者に限る)

ターン者とは・・・

輪島市出身者で転入時に25歳未満で転出期間が1年を超えている転入者で、当該転入してから1年以内に新たに地元企業等に就業した者

ターン者とは・・・

市外出身者で本市に転入し、当該転入してから1年以内に新たに地元企業等に就業した者(転入日において50歳以下の者に限る)

※U・Y・Iターン者のうち会社等の転勤で一時的に輪島に転入した場合は除く

新規

学卒者とは・・・

市内に概ね1年以上定住していた者で、義務教育終了後又は引き続き修学し、修学年限終了後1年以内に新たに地元企業等に就業した者(中退者含む)

●制度概要

- ① 交付の対象とするのは、輪島市に生活の根拠を置き、将来とも市の発展に寄与する意思のある者で、通算で1年を超えて就業した場合。
 - ② 就業は、転入又は卒業の日から1年以内に開始され、就業の日から2年以内に就業期間通算1年の要件を満たさなければならない。
 - ③ 申請者に市税の滞納がある場合は対象としない。
 - ④ 各奨励金の申請に際しては、就業先事業所等の就業証明を必要とし、家業、農林水産業については区長・町内会長の証明も合わせて添付とする。
 - ⑤ 事業所とは、市内若しくは周辺市町にある法人、又は個人の事業所、家業、農林水産業で公務員は対象としない。
 - ⑥ 家業については、市内において自ら事業を営み、又は家業を継承するために従事し、実際に事業主から雇用者並みの賃金若しくは給与を受けて労働する場合をいいます。その場合、給与の支払証明(源泉徴収票)等の提出が必要となる場合があります。
 - ⑦ 転勤等により引き続き同一事業所に籍を置いたままの転入者は対象としない。
 - ⑧ 就業期間には、原則、失業給付期間、パート・アルバイト等は含まないものとする。
 - ⑨ U・I・Yターン者については、市外で1年以上生活していたことが客観的に判断できる資料の提示を求めます。
 - ⑩ 住民票の異動を行わず転出していた場合は、在学証明書や前就業先の就業期間証明書等による確認を行う。
 - ⑪ 学卒者は、卒業証書の写し、又は卒業証明書を必要とし、中退者においては在学証明書を要する。
 - ⑫ Yターン者については、毎年(5年間)申請するものとする。なお、離職、転出等により要件を満たすことができなくなった場合、もしくは、申請が継続して行われなかった場合は、奨励金の支給を中止するものとする。
 - ⑬ 申請は、就業期間が通算で1年を超えた日から60日以内に行うものとし、申請時において就業が継続されていることとする。
 - ⑭ 申請があった場合、その内容を調査・確認の上、交付の可否を本人あて書面通知する。
- 本奨励金の交付を受けた者で、その申請内容等について虚偽・不正があった場合、奨励金の全額を返還しなければならない。

提出に必要な書類

- 交付申請書(様式第1号)
- 就業証明書(様式第2号の1)
※就労の状態が複数の場合は、それぞれに証明書を提出のこと
※家業等の場合は「様式第2号の2」も添付
- 誓約・承諾書(様式第3号)
- 奨励金請求書
※申請者本人の口座を記載して下さい
※口座確認のため通帳をご持参下さい
- 住民票抄本
- 市外で1年以上生活していたことが分かる書類
※氏名・住所・日付が入っており、かつ当事者以外でも1年の経過を確認できるもの
※新規学卒者については、不要

輪島市役所 企画課

TEL(23)1113 FAX(23)1855
E-mail: kikaku@city.wajima.lg.jp

門前総合支所 地域振興課

TEL(42)8721 FAX(42)0594
E-mail: shinkou@city.wajima.lg.jp